

令和 7 年度外来機能報告に係る協議の場 参考資料（集計結果）  
（滋賀県）

1. 紹介率及び逆紹介率

・紹介率及び逆紹介率の定義については、地域医療支援病院の要件として「医療法の一部を改正する法律の施行について」（平成 10 年健政発 639 号厚生省健康政策局長通知）第二の 3(1)に定める定義を用いることとし、具体的には以下の算定式に基づいて算出しています。

紹介率 (%) = 紹介患者数 ÷ 初診の患者数 × 100

逆紹介率 (%) = 逆紹介患者数 ÷ 初診の患者数 × 100

単位：医療機関数

	逆紹介率										
	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上
10%未満	28	1	2	1							
10%以上20%未満	4	1						1			
20%以上30%未満	5	3	1								
30%以上40%未満	1	2	1			1					
40%以上50%未満	1			1		1	2				
50%以上60%未満			1			1		1			
60%以上70%未満						1	1	1			1
70%以上80%未満		1			1			1			2
80%以上90%未満										2	
90%以上100%未満					1			1			2
100%以上											

※報告様式1の情報をもとに計算をしています。医療機関数が計上されているセルの背景を赤色としています。

2. 紹介受診重点外来に関する基準と紹介率及び逆紹介率

・紹介受診重点外来割合とは、外来件数のうち、「紹介受診重点外来」の件数の割合であり、基準の具体的な水準は以下のとおりです。

初診基準（初診の外来件数のうち「紹介受診重点外来」の件数の占める割合）：40%以上

再診基準（再診の外来件数のうち「紹介受診重点外来」の件数の占める割合）：25%以上

① 初診に対する紹介率及び逆紹介率

単位：医療機関数

	紹介率										
	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上
5%未満	5										
5%以上10%未満	3	2			1						
10%以上15%未満	6	1						1			
15%以上20%未満	4	1									
20%以上25%未満	4	2	2								
25%以上30%未満	3		2	1							
30%以上35%未満	1		4	2							
35%以上40%未満			1		1						
40%以上45%未満	1			1	2				1		
45%以上50%未満						1		1			
50%以上	4			1	1	2	4	3	1	4	

※報告様式1および報告様式2、プレプリントの情報をもとに計算をしています。医療機関数が計上されているセルの背景を赤色としています。

単位：医療機関数

	逆紹介率										
	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上
5%未満	4		1								
5%以上10%未満	4	1					1				
10%以上15%未満	6	1	1								
15%以上20%未満	4	1									
20%以上25%未満	5	1		1				1			
25%以上30%未満	5	1									
30%以上35%未満	3	2	2								
35%以上40%未満		1		1							
40%以上45%未満	2					1	1			1	
45%以上50%未満			1					1			
50%以上	5				2	3	1	3		1	5

※報告様式1および報告様式2、プレプリントの情報をもとに計算をしています。医療機関数が計上されているセルの背景を赤色としています。

②再診に対する紹介率及び逆紹介率

単位：医療機関数

	紹介率											
	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	
紹介受診重点外来割合（再診）	5%未満	4	4	2		2			1		1	
	5%以上10%未満	12	1	1		1						
	10%以上15%未満	2	1	1			1					
	15%以上20%未満	3		1	1							
	20%以上25%未満	2		1	1							
	25%以上30%未満	3		1	2	1		3	2			
	30%以上35%未満						1			2	3	
	35%以上40%未満			1		1	1		2			
	40%以上45%未満				1							
	45%以上50%未満	2		1								
	50%以上	2					1					

※報告様式1および報告様式2、プレプリントの情報をもとに計算をしています。医療機関数が計上されているセルの背景を赤色としています。

単位：医療機関数

	逆紹介率											
	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	
紹介受診重点外来割合（再診）	5%未満	7	2	1		1	1	1	1			
	5%以上10%未満	14		1								
	10%以上15%未満	3		2								
	15%以上20%未満	3	1	1								
	20%以上25%未満	2	2									
	25%以上30%未満	3	2		1	1	2	1	1			1
	30%以上35%未満								1		2	3
	35%以上40%未満	1						1	2			1
	40%以上45%未満	1										
	45%以上50%未満	2	1									
	50%以上	1			1		1					

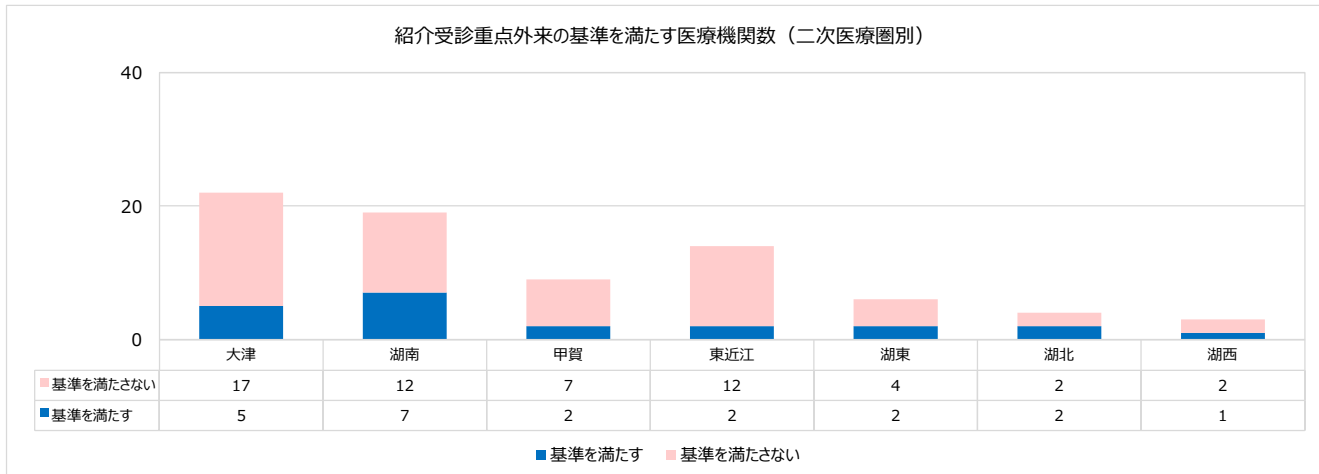
※報告様式1および報告様式2、プレプリントの情報をもとに計算をしています。医療機関数が計上されているセルの背景を赤色としています。

3. 二次医療圏別の紹介受診重点外来の基準を満たす医療機関数

単位：医療機関数

	大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西
基準を満たさない	17	12	7	12	4	2	2
基準を満たす	5	7	2	2	2	2	1

※紹介受診重点外来の基準は、報告様式2およびプレプリントの情報をもとに判定しています。

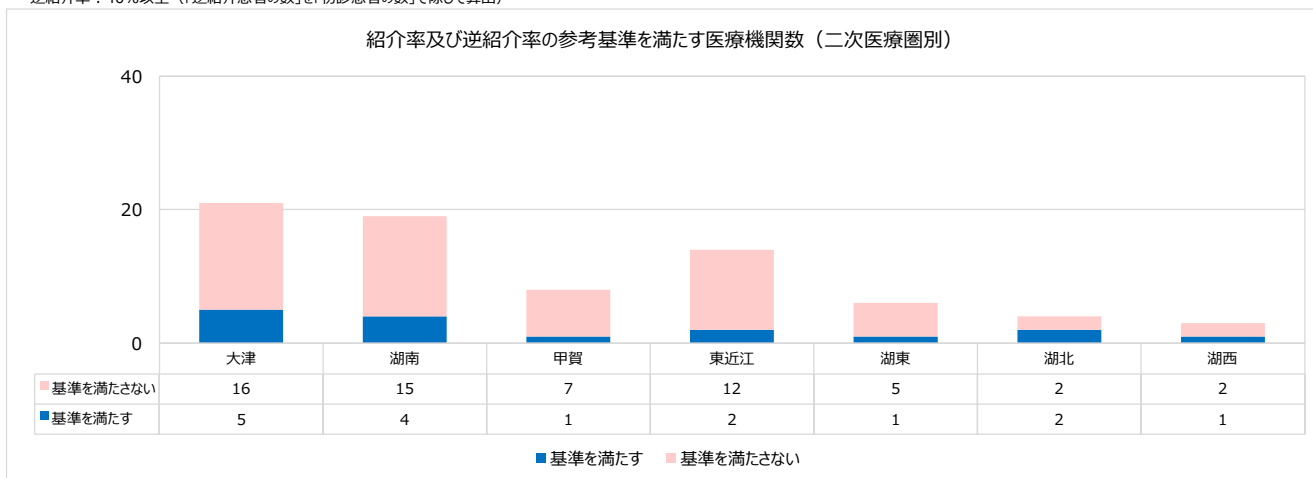


4. 二次医療圏別の紹介率及び逆紹介率（\*）の参考基準を満たす医療機関数

単位：医療機関数

	大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西
基準を満たさない	16	15	7	12	5	2	2
基準を満たす	5	4	1	2	1	2	1

\* 紹介率及び逆紹介率（地域医療支援病院の要件として「医療法の一部を改正する法律の施行について」（平成10年健政発639号厚生省健康政策局長通知）第二の3(1)に定める定義を用いる）：  
 紹介率：50%以上（「紹介患者の数」を「初診患者の数」で除して算出）  
 逆紹介率：40%以上（「逆紹介患者の数」を「初診患者の数」で除して算出）

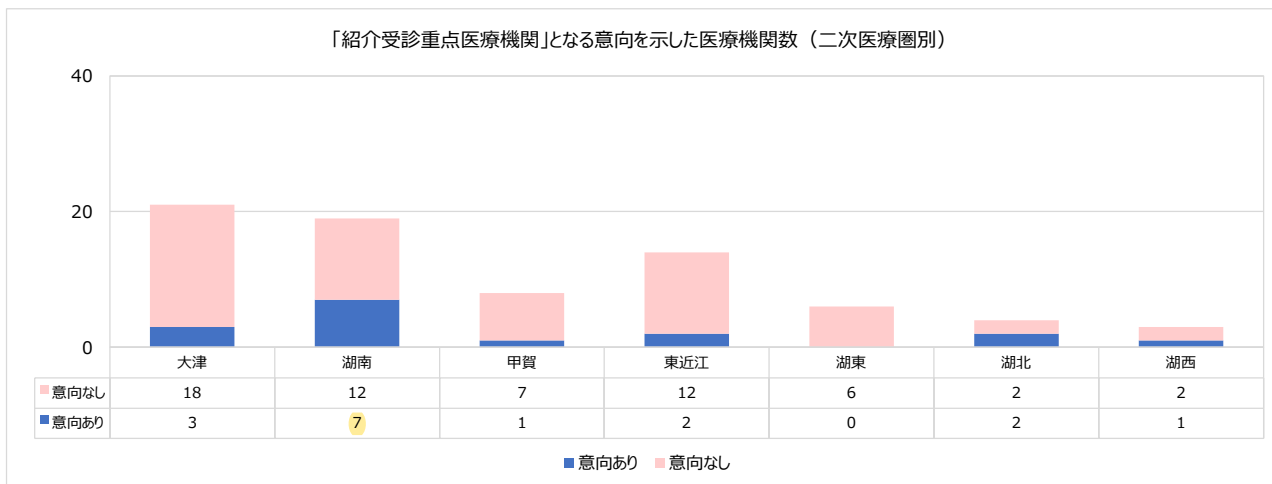


5. 二次医療圏別の「紹介受診重点医療機関」となる意向を示した医療機関数

単位：医療機関数

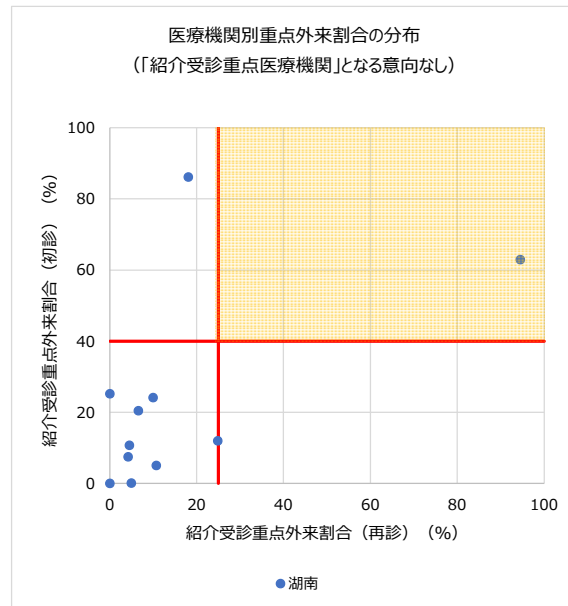
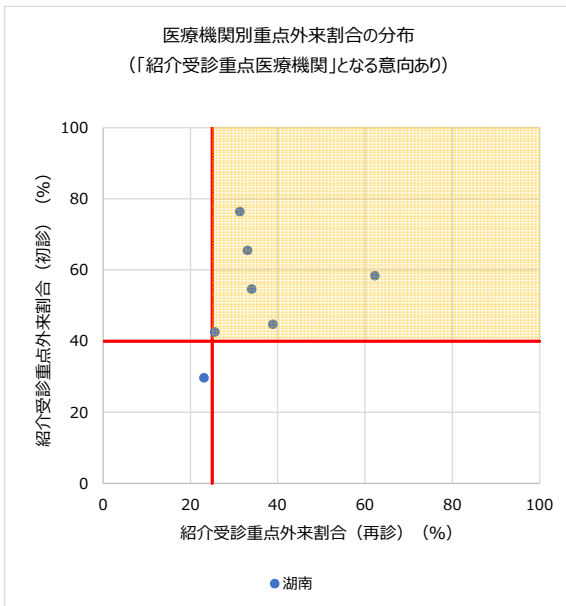
	大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西
意向なし	18	12	7	12	6	2	2
意向あり	3	7	1	2	0	2	1

※湖南圏域の医療機関について、元の資料から意向の有無を修正済み（草津保健所）



### 6. 各二次医療圏における初診及び再診の紹介受診重点外来割合の分布

・医療機関の「紹介受診重点医療機関」となる意向の有無別に、各医療機関の初診における紹介受診重点外来割合（縦軸）及び再診における紹介受診重点外来割合（横軸）を散布図で示しています。



### 7. 各二次医療圏における紹介率及び逆紹介率の分布

・医療機関の「紹介受診重点医療機関」となる意向の有無別に、各医療機関の紹介率（縦軸）及び逆紹介率（横軸）を散布図で示しています。

